

泉三校学校運営協議会設置要項

令和 3年 7月 5日

(趣旨)

- 1 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第47条の6の規定及び土岐市学校運営協議会設置要綱に基づき、泉小学校、泉西小学校、泉中学校(以下「泉三校」という。)に設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

- 2 泉三校に設置する学校運営協議会を「泉三校学校運営協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

- 3 協議会は、泉三校が「我が町、泉とともにある学校づくり」を推進できるよう、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関とする。土岐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や子どもたちの豊かな学びと育ちに資することを目的とする。

(組織)

- 4 協議会は、以下のとおり組織する。(別紙参照)
 - ①協議会は、会長及び副会長を置く。会長は会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
 - ②協議会は、各校地域学校協働活動推進委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は各校のコーディネーター及び副コーディネーターの役割を担う。
 - ③協議会は、各学校長及び教頭を学校代表として置く。教頭は庶務を行う。
 - ④協議会は、必要に応じて顧問を置くことができる。
 - ⑤協議会員は、校長の推薦により教育委員会が任命する。
 - ⑥協議会は、地域学校協働活動推進委員会と連携・協働して活動する。

(委員)

- 5 委員は、その任期を委嘱の日から当該年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。また、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。協議会は、これらの規定に違反したり、職務の遂行に支障がでたり、必要な適格性を欠いていると判断される場合は、これを解嘱又は解任することができる。
 - ①在職中及びその職を退いた後、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

- ②その職の信用を傷つけ、委員の職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- ③会議の運営に支障をきたす行為を行わないこと。

(会議)

- 6 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
 - ①協議会は年間2回の開催を基本とする。
 - ②協議会は、学校長が作成した運営方針や教育課程の編成、施設及び設備の管理・整備に関することなどの基本的な方針について承認し、それに沿って行われた学校運営について評価を行う。また、協議会の運営全般について協議し、方針を決定することを主な所掌事項とする。
 - ③協議会は議決権をもち、議決事項は委員の過半数の賛成により成立する。
 - ④協議会は、保護者・地域住民等の学校運営及び学校教育活動への参画・支援等のあり方について協議し、泉三校間の連携、協力を図りながら、地域学校協働活動推進委員会との連携・協働をもって具体的な活動を推進する。

(公表)

- 7 協議会は、その活動状況及び取組の成果等を保護者・地域住民へ公表するよう努めるものとする。

(庶務)

- 8 協議会の庶務は、各校の教頭が連携して処理する。事務局は毎年度、協議によって決定した学校に置く。

(その他)

- 9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。また、要項の改廃は、この会で決定する。